

「令和元年度（2019年度）医療機関・住民交流推進事業費補助金交付要綱」の解説

医療機関向け

〔令和元年（2019年）7月
北海道保健福祉部地域医療課〕

【要綱：1 目的】

地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進することで、医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的とする。

【考え方】

- この事業は、医師等の医療従事者が不足する地域において、地域住民が中心となつて、医療機関を支えるための取組を行う事業に対して補助を行うものです。
- 「地域の医療機関を支える取組」とは、地域住民が医療に対する理解を深めることで、医療機関の負担軽減や、医師をはじめとする医療従事者の働きやすい環境づくりに資する取組です。

【要綱：2 補助事業者】

医療機関を支える取組を行う住民団体及び医療機関のうち、知事が認める者。

【考え方】

- 医療機関を支える取組を行う住民団体を基本とします。また、医療機関が主体となる取組についても内容に応じて対象となります。

住民団体 地域住民が主体となって取り組む事業

医療機関 医療機関が地域住民の理解を得ながら進める事業

【要綱：3 補助事業等】

令和元年度（2019年度）以降新たに開始する事業を対象とし、補助を行う期間は1団体又は1医療機関につき3年間を上限とする。

【考え方】

- 新たに開始する事業のほか、既存事業の拡充や見直しを行うなど、本事業の趣旨に合致するものであれば対象となります。ただし、補助対象とする経費については、個別に審査します。（既存事業（取組）の一部を対象外にする場合があります。）
- 事業の拡充等の検討に当たっては、他団体における取組を参考にしてください。
- 補助を行う期間（3年間）についての考え方は次のとおりです。
 - ① 講演会等事業を令和元年度（2019年度）から新たに開始した場合、例えば2年度（2020年度）に事業の拡充等を行ったとしても3年度（2021年度）をもって補助を終了します。
 - ② 既存の講演会等事業の拡充等を行い、令和元年度（2019年度）から補助を受けた場合も、3年度（2021年度）をもって補助を終了します。
 - ③ 補助を行う期間は、開始時期の異なる複数の事業を行った場合であっても、1団体・医療機関につき3年間を上限とします。

(1) 地域医療を守るための講演会等開催事業

医療機関や救急車の適正な利用のほか、かかりつけ医を持つことの重要性など、住民視点での医療のあり方・受け方や、医療機関等（医療従事者等）の負担軽減を図ることの必要性などについて理解を深めることを目的とする事業。

【考え方】

- 医療機関が行う、患者や住民への治療・健康・予防等に関する事業は対象外です。
- 「地域医療を守るための講演会等」とは、住民視点による医療機関の負担軽減や医療従事者の離職防止や就業定着に資するもの等が対象となります。
- 対象となる事業例は次のとおりです。
 - ① コンビニ受診や救急車の適正な利用のほか、かかりつけ医を持つことの重要性など、医療機関や医療従事者の負担軽減に資する講話
 - ② 病院職員の業務内容の紹介（住民に仕事の大変さを理解してもらう内容）
 - ③ 地域医療の実情（医療機関（機能）の役割分担、在宅医療の推進、医療従事者の確保対策等）に関する講話 ※必要に応じて行政と連携

(2) 地域住民と医療従事者との交流事業

住民団体と医療機関が連携するなどして、地域住民と医療従事者が交流を図ることで、地域医療等活性化に向けた相互の理解を深めることを目的とする事業。

【考え方】

- 地域住民には、医療従事者の仕事の大変さについて理解を深めてもらい、コンビニ受診の抑制等に繋げること。また、医療従事者には、住民と交流することで、その地域に対する理解を深め、できるだけ長く勤務していただくことで、地域医療の活性化を図ることを目的としています。
- 健康まつりなどで、血圧測定等を行うことは差し支えありませんが、こうした事業のみでは本交流事業の補助対象にはなりません。
- 対象となる事業例は次のとおりです。
 - ① 地域住民と医療従事者（家族を含む）による懇談会
 - ② 地域住民と臨床研修医との意見交換会

(3) 住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業

上記（1）及び（2）に関する広報誌や掲示物を作成するなど、住民団体等の取組を推進することを目的とする事業。

【考え方】

- 基本的には住民団体が行う活動について普及啓発を行うための事業です。
- 法人・医療機関のPR用のパンフレットや報告書等の作成費用は補助対象外です。
- 対象となる事業例等は次のとおりです。
 - ① 住民団体が行う講演会や交流事業など、その活動の普及啓発に関する経費
 - ② 医療機関が行う上記（1）及び（2）の事業の広報活動に関する経費

【要綱：4 補助対象経費】

【要綱：5 補助金交付額の算定方法】

- 補助対象額は、1 団体又は1 医療機関につき 400,000円が上限です（補助率1/2）。補助を行う期間の上限が3 年間なので、毎年の申請内容に応じてとなりますが、最大200,000円×3 年間の補助が受けられます。
- 補助対象経費は、交付要綱の別表に記載の通りですが、基本的に対象外となる経費は次のとおりです。（個別に審査します。）
 - ① 講演会等における自院職員に係る人件費（報償費には該当しません）
 - ② 他の目的にも使用されるとされる文房具、展示パネル等の経費

※ 補助事業の実績報告の際に、すべての経費に係る支出証拠書類（領収書等）の写しを提出していただきます。また、補助事業の完了（立入）検査又は道監査委員事務局等による実地（立入）検査が行われる場合がありますので、あらかじめ留意願います。